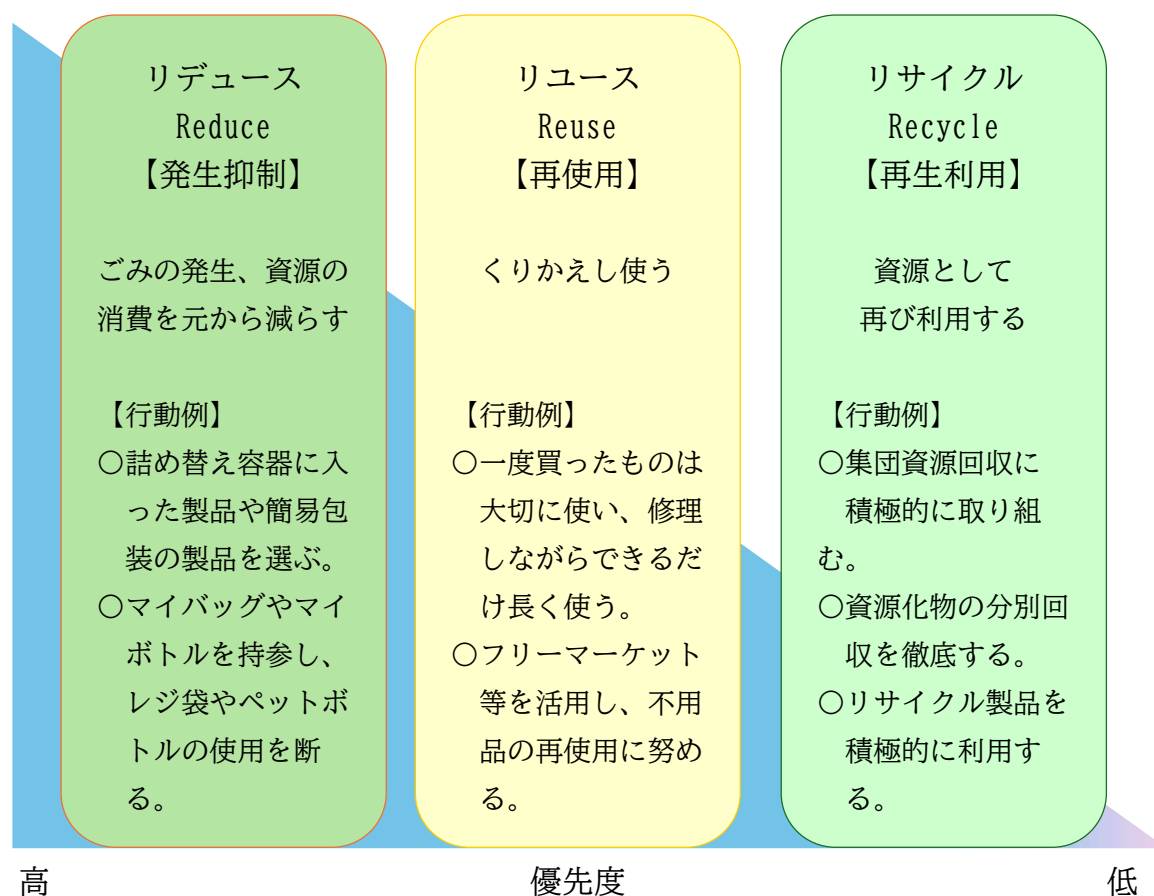


1 3Rの推進による地域循環システムの構築

(参考) 3Rについて

廃棄物の「リデュース (Reduce)」、「リユース (Reuse)」、「リサイクル (Recycle)」の3つの行動の頭文字をとった総称です。

ごみを限りなく減らすことで、ごみの焼却や埋立処理による環境への負担をできるだけ少なくし、さらに、限りある地球の資源の使用を減らすために、資源を有効的に繰り返し使う社会（循環型社会）を実現するための、重要なキーワードとして位置づけられています。



(1) 家庭ごみの3Rの推進

家庭系ごみについては、目標値である市民1人一日あたりの家庭ごみ量は減少傾向にあるものの、組成調査では、紙類やプラスチック製容器包装など、リサイクル可能なものがまだ含まれています。

持続可能な都市の実現に向け、3Rの取組をより一層強化するとともに、特にリサイクルについては、さらに分別を徹底していく必要があります。

1) リサイクルの推進

これまでの分別・リサイクルの制度をより一層推進するとともに、資源化物を分別する意義や適正な分別方法、リサイクル情報について、様々な媒体を活用して改めて分かりやすく周知します。さらに、北九州エコプレミアムの認定や市内で開催する展示会「エコテクノ」への出展などを通じ、リサイクル製品の情報の発信を図ります。

① プラスチックのリサイクル

プラスチックに対する分別意識の向上とリサイクルの一層の推進を図るための広報、周知啓発等を行います。(18 ページ「プラスチックごみ対策」参照)

② かん・びん、ペットボトルのリサイクル

分別が容易で分かりやすく、制度として定着しており、市民の協力もあって高い分別率を維持しています。今後も、分別方法について分かりやすく周知し、さらなる回収量の増加を目指します。

③ 生ごみ(厨芥類)の減量化・資源化

家庭ごみの約半分を占めている生ごみの中には、買いすぎ等で封を切らずに捨てられた「手つかず食品」や、作りすぎ等で食べ残してしまった食品がたくさん入っているほか、約 80%の水分が含まれているという特徴があります。これらのことから、「使い切り・食べ切り・水切り」の「3 切り運動」のほか、家庭で取り組むことができる生ごみリサイクル講座やリデュースクッキング講座等の開催、イベントやプロスポーツ会場でのデジタルコンテンツを活用した啓発などにより、減量化・資源化の取組を推進します。

(「食品ロス」の削減について、詳しくは 21 ページ「食品ロスの削減」参照)

○「3 切り運動」の推進

- ・生ごみ減量化の基本的な取組として、必要な分だけの食材の購入や冷蔵庫のクリーンアップ等による使い切り、食べ切り、生ごみの水分を減少させる水切り等について、市民への周知・啓発を強化していきます。

○生ごみリサイクル

- ・生ごみリサイクル講座

生ごみコンポスト化容器の作成方法や使用にあたってのコツが学べる「生ごみコンポスト化容器活用講座(市主催)」や「民間団体主催のコンポスト講座の支援」を実施し、各家庭で取り組むことができる生ごみリサイクルを推進します。

- ・継続的な取組へのフォローアップ

家庭で行う生ごみリサイクルは、臭いや虫の発生などのトラブルが原因で、うまくいかずにやめてしまうというケースが多くあります。

そこで、コンポスト化容器を使用中のトラブルや悩みの相談を受ける「生ごみコンポストなんでも相談会」の実施や余剰堆肥の回収事業（コミュニティコンポスト設置事業）などにより、地域や家庭での継続的な取組を促進します。

- ・リデュースクッキング講座

生ごみの排出を減らしたり、余った食材を活かすことができる調理方法等を学べるクッキング講座を年2回開催しているほか、市ホームページでレシピを公開しています。

令和8（2026）年度から環境省の助成事業を活用して、北九州市食生活改善推進員連絡協議会と協働で年7回の講座を開くほか、西部ガスが年2回の講座を開催しています。

今後、北九州市の食品ロスの状況やリサイクルの様子、動画やレシピの掲載など、デジタルコンテンツを活用しながら、市民に分かりやすく取組を広げる工夫をしていきます。

【生ごみコンポスト化容器活用講座】



【リデュースクッキング講座】



④ 古紙のリサイクル

市民や地域団体が主体的に新聞や雑誌など古紙の回収に取り組んでいる「集団資源回収」に対し奨励金を交付する制度や保管庫の貸与により、古紙のリサイクルを推進します。

令和8（2026）年4月から、事業系古紙も集団資源回収で取り扱えるよう制度を見直したことなど、今まで以上に古紙リサイクルに向けた普及啓発と取組の充実を図ります。さらに、ごみとして捨てられがちな雑がみも大事な資源であることや、適正な分別方法、リサイクルの仕組みについて、市民に対しきめ細かに周知・啓発するとともに、全まちづくり協議会とも連携して、より一層の回収促進を図ります。

【資源回収に取り組む団体に無料で保管庫を貸与】



【地域住民の古紙回収】



⑤ 紙パック、トレイのリサイクル

トレイについては、プラスチック製容器包装としても分別できますが、単独で収集されれば、再びトレイとしてリサイクルできることを周知するなど、質の高いリサイクルを推進します。

また、紙パックは、上質な紙資源であることから、市内の事業者でリサイクルする仕組みを構築しています。自分たちが分別したものが資源としてリサイクルされているという成果を分かりやすく理解することで、家庭での分別促進にもつながるような取組を進めます。

⑥ 古着のリサイクル

回収からリサイクル加工までに関わる事業者や周辺都市が参加する「北部九州・古着地域循環推進協議会」を設立し、一体的に古着の分別・リサイクル事業を行っています。

また、平成 28(2016) 年からは、地域における古着の資源回収を促進するため、市に登録した団体が集めた古着に対し奨励金を交付する制度を開始しました。

回収した古着は、主に自動車の内装材等へリサイクルされ、一部の再使用可能なものは衣類としてリユースされています。

今後も、古着の地域循環システムを推進するため、市民団体・事業者の活動や、周辺都市とも連携しながら、取組を進めます。

⑦ 剪定枝のリサイクル

家庭で剪定した枝（剪定枝）のリサイクルに取り組む地域団体を対象に、剪定枝の回収及びリサイクルに伴う経費を市が負担します。また、回収した剪定枝は、民間のリサイクル施設でチップ化し、畜牛の敷きわら等へリサイクルします。

⑧ 廃食用油の回収

家庭で使用した廃食用油から生成したバイオディーゼル燃料（BDF）や発電用の燃料、航空機燃料（SAF）への活用を推進するため、市民周知や啓発に努めるとともに、市民センターをはじめ、スーパーや百貨店等に回収ボックスの設置を働きかけます。

⑨ その他のリサイクル

家庭から排出される小物金属や蛍光灯、小型電子機器など、その他の資源化物についても、市民センターやスーパー、ホームセンターなどに設置している回収ボックスによる拠点回収を活用したリサイクルの取組を引き続き推進します。

また、リチウムイオン電池に由来した火事などが多発しているため、リチウムイオン電池が内蔵された小型電子機器やモバイルバッテリーなど充電式電池の回収は特に注意が必要です。区役所や市民センター、家電量販店に設置している指定の小型電子機器回収ボックスや充電式電池等回収ボックスでの回収を啓発しています。

このように、新たな分別の種類については、ごみ発生量の変化や、エコタウン事業をはじめとする市内のリサイクル施設の新たな整備などの社会的状況に応じて、柔軟に検討していきます。なお、新たな分別を導入する場合は、目的や趣旨を含め、市民への十分な周知を行います。

回収品目	主な回収場所
小物金属	ホームセンター、市民センター
蛍光灯	電器店
水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計	区役所、出張所
小型電子機器	区役所、市民センター、家電量販店
廃食用油	スーパー、市民センター
剪定枝	町内会等の地域団体
インクカートリッジ	市役所、区役所
電池類（充電式電池、乾電池等）	区役所、市民センター、家電量販店

⑩ 再生品の積極利用の促進

廃棄物のリサイクル等により製造された再生品の利用を促進するため、例えば、古紙をリサイクルした再生トイレットペーパー「北九州紙えこっパー」などについて、施設やイベントでの展示や販売先の紹介など、積極的にPRを行います。

2) 幅広い世代への啓発

これまでの紙媒体などを中心とした啓発に加えて、幅広い世代や地域団体、外国人市民など、それぞれの特性に応じた効果的なアプローチを重視した周知・啓発や行動変容を促していきます。

① デジタルコンテンツを活用した若年層への情報発信

（詳細は、38 ページ「環境を意識したライフスタイルの見直し」に記載）

SNS や動画のデジタルコンテンツを活用し、Z 世代や子育て世代などの若年層に対して、3R の実践方法を分かりやすく伝えることで、行動変容を促します。

【取組例】

○SNS を活用した動画配信や市民参加型キャンペーンの実施

- プロスポーツチームの試合における啓発動画の上映や資源回収イベントの開催
- 食品ロス削減のためのアプリ活用を推進

② 学校・市民団体・小売店と連携した多面的な推進

（詳細は、38 ページ「環境を意識したライフスタイルの見直し」に記載）

教育現場における環境学習の充実、市民団体による地域活動の支援、小売店との協働を通じて市民の行動変容を促し、地域全体での 3R 活動を推進します。

【取組例】

- 小学校での廃食用油回収および出前授業の実施
- 市民団体と連携した生ごみコンポスト講座の拡充
- 小売店における店頭回収ボックスの設置拡大および啓発イベントの開催

③ 外国人市民を含む転入者に向けた分別ルール周知

本市への転入者（外国人市民も含む）に対して、家庭ごみの分け方・出し方を解説した「分別大事典」（日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語）と指定袋（家庭ごみ、かん・びん、ペットボトル、プラスチック）各 1 セットを各区役所市民課で配布し、分別方法を周知しています。

また、外国語に対応した YouTube 動画の公開や、日本語学校等で外国人向け説明会を行うなど、引き続き転入者や外国人に向けた周知を行います。

④ 持続的な行動促進のためのインセンティブ制度の導入

（詳細は、38 ページ「環境を意識したライフスタイルの見直し」に記載）

3R や地球温暖化防止など、市民の環境に関する行動変容を促進するため、環境活動へのポイント付与による、新たなインセンティブ制度の導入を検討します。

【取組例】

- LINE を活用した環境活動へのポイント付与

3) リデュース・リユースの推進

3R の取組はどれも重要ですが、特に、ごみの発生や資源の消費をもとから減らすリデュースの取組が最も重要であり、次いで、不要になったものを再使用するリユースに取り組む必要があることから、関連施策を充実させていきます。

エコライフステージなどのイベントを通じた実践的な啓発を行うなどして、不必要なものは買わない、物は大切に永く使うなど、従来のライフスタイルからの転換を促します。

- ・マイボトル、マイバッグ持参の推進による使い捨てプラスチックの使用削減
- ・「残しま宣言」運動の展開による食品ロスの排出削減
- ・地域イベントやプロスポーツ会場など、市民が集まる場所での食品ロスの啓発
- ・市内スーパーや市民団体との協定に基づく、レジ袋の無料配布中止
- ・イベント等でのリユース食器の貸し出し

- ・古着のリサイクル事業で回収された古着のうち、再使用可能ものはリユースしていることの周知

（２）事業系ごみの減量・リサイクルの推進

事業系ごみ量は、近年減少傾向にあるものの、市の焼却工場で処理した一般廃棄物の約半分を占めています。また、市の焼却施設へ持ち込まれたごみの組成調査では、リサイクル可能なものや本来産業廃棄物として処理すべき物等の搬入不適物の混入も多く、対策の強化が必要です。このような状況を踏まえ、

- 事業者の意識改革とさらなるリサイクルの促進
- 焼却工場における検査・指導体制の強化
- ごみ処理手数料の見直し

この３つの方向性に従い、事業系ごみの減量・リサイクルの推進を図ります。

<周知・情報提供>

１）ごみ出しルールの周知徹底・指導

廃棄物処理法および本市条例に基づき、廃棄物の区分に応じた適正処理の方法や、資源化が必要な品目などの周知徹底に努めるとともに、違反者への指導強化に取り組めます。

２）集中的な事業所訪問

市の施設で処理する事業系ごみの約 25%を占める大規模事業所や新規開業の小規模飲食店等を中心に、集中的な事業所訪問を行い、ごみ出しルールの徹底や分別状況の確認のほか、減量・リサイクルの促進に向けて参考となる取組事例（職場でのごみ分別やプラスチックごみの排出削減に関する工夫など）等を紹介します。

また、条例対象事業所については、廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書の作成を義務付けており、計画書未提出の事業者に対して指導を行うほか、事業系ごみの実態把握の結果等を踏まえ、対象事業者の要件を適宜見直します。

３）事業者に対する講習会等の開催

事業者の廃棄物処理に関する意識の醸成を図るため、条例対象事業所を対象に、「廃棄物管理責任者講習会」を毎年実施します。

事業系ごみの現状と対策のほか、廃棄物の適正処理の意義、事業者の責務（果たすべき役割）に加え、効果的な取組や先進事例等を紹介し、事業所のごみの減量・リサイクルを促します。

４）事業系ごみに関する周知・情報提供の効果的な手法の展開

事業系ごみの適正な分別や処理方法、リサイクルに関する情報について、事業系ごみに関するガイドブックのほか、ホームページ、公式 SNS 等の活用、事業者訪問などを通じ、分かりやすい周知啓発に努めます。

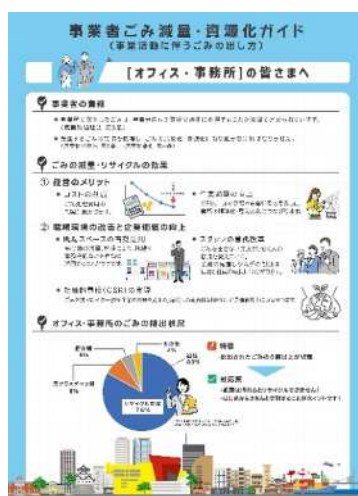
<リサイクルの推進>

5) 事業系古紙の回収促進

令和8（2026）年度に新たに作成した業種別のごみ減量・リサイクルガイドブックを通じ、古紙分別によるメリットや出し方の工夫などを排出ルール等とあわせて周知します。

また、従来、事業系古紙の無料回収を行ってきた市内の古紙回収事業者の拠点に加え、地域が取り組む集団資源回収に事業所も参加できるようにし、これまで以上に古紙リサイクルに向けた取組の充実と普及啓発を図ります。

【事業系ごみガイドブック】



【事業系古紙回収拠点のチラシ】



6) 古着リサイクル（制服・作業着など）の促進

古着リサイクル事業の意義や取組の継続的な周知を通じて、事業所から排出される制服・作業着などのリサイクルを促進します。

7) リサイクルの受け皿の拡大の検討

食品廃棄物など、処理業者の不足等が理由でリサイクルが進んでいないものについては、リサイクル業者の育成・支援や連携強化のほか、新たなリサイクル施設の誘致などにより、リサイクルの受け皿の拡大を検討します。

8) 事業者への支援

市内の中小企業等が、事業系ごみの減量・リサイクルに取り組む際に要する経費の一部を補助することで、減量意識の向上や取組活動の継続を図ります。

【事業系ごみチャレンジ補助金】



9) ごみ処理施設への搬入適正化の推進

処理施設への不適物や危険物の搬入は、火災や事故の原因となるほか、ごみ処理量全体の増加にもつながることから、搬入前の検査や悪質な搬入者への指導を行うなど、搬入物の適正化を推進します。

【工場展開チェック】



(3) プラスチックごみ対策の推進

プラスチックは適正に分別することでリサイクル可能な素材ですが、古紙や金属等の他素材と比べると、有効利用される割合が低い状況です。また、リサイクルせず焼却した場合、温室効果ガスが多く排出されるため、地球温暖化の要因の一つです。

このような状況から、国は令和元(2019)年に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewable(持続可能な再生可能資源への代替)の基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。また、令和4(2022)年には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関係するステークホルダーにプラスチックの資源循環の取組を促進するための対策を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、資源循環の高度化に向けた環境整備を進めることを目指しています。

本市でも、「SDGs 未来都市」として、本市の特性や強みを活かしたプラスチックごみ対策を積極的に推進していきます。

<これまでの本市のプラスチックごみ対策>（～令和 7(2025)年度）

開始時期	主なプラスチックごみ減量・リサイクルの取組
平成 9(1997)年 11 月	ペットボトル分別収集開始
平成 12(2000)年 7 月	トレイ拠点回収開始（スーパー、市民センター等） ※白トレイ（2000(平成 12)年開始） 色トレイ（2002(平成 14)年開始）
平成 18(2006)年 7 月	家庭ごみ収集制度見直し （料金改定・資源化物有料指定袋導入、プラスチック製容器包装分別開始等）
平成 21(2009)年	小学生を対象としてプラスチック製容器包装リサイクルバスツアー開始
平成 30(2018)年 6 月	市内スーパーや市民団体との協定に基づくレジ袋無料配布中止
令和元(2019)年度	北九州市プラスチックスマート推進事業開始
令和 4(2022) 年度	「プラスチック資源循環促進法」施行
令和 5 (2023)年度	プラスチック一括回収事業開始 （容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収）
令和 6 (2024)年度	プラスチック再商品化事業開始 （国からの認定に基づき、製品プラスチックを市内で再商品化）
令和 6 (2024)年度	株式会社ビートルエンジニアリングと株式会社イオンが、北九州市の再生プラを活用した「引き出し」を販売
令和 7 (2025)年度	株式会社ビートルエンジニアリングと株式会社イオンが、北九州市の再生プラを活用した「ハンガー」を販売

1) 北九州市プラスチックスマート推進事業

自治体として取り組むべきプラスチックごみ対策として、「排出削減」、「リユース・リサイクル」、「徹底回収」等の様々な観点から、総合的な取組を実施します。

【排出削減】

① 指定ごみ袋等のバイオマスプラスチック化

家庭ごみ用等の指定袋やまち美化ボランティア袋にバイオマスプラスチック原料を使用することにより、石油由来のプラスチック使用量を削減し、環境負荷の低減を図ります。



② 排出削減やプラスチックごみ問題に関する啓発

市民に温暖化や海洋汚染の原因となるプラスチックごみ問題の現状を正しく理解してもらい、エコバッグやマイボトルの使用、プラスチックごみの分別の徹底、ポイ捨てしない・ごみ出しマナーを守るなど、個人でもできる身近な取組を様々な機会を通じて周知し、市民意識の向上を図ります。



③ 学校給食の牛乳をストローレス化

令和4(2022)年度からSDGsの達成に向けた取組の一つとして、北九州市立学校の学校給食で提供される牛乳を政令市初となるストローレス対応に変更し、ストローの使用を廃止しました。プラスチックごみの削減だけでなく、児童生徒がプラスチックごみの実態を学ぶきっかけとし、環境問題への意識の向上を図ります。

【リユース・リサイクル】

① プラスチックに関する技術開発等の支援

プラスチックのリユース・リサイクル、バイオプラスチック利用等の技術開発を行う市内企業や研究機関等の取組について助成金を交付し、北九州発の新たな技術や素材の開発を支援します。

② プラスチックのリサイクルの推進【再掲】

プラスチックに対する分別意識の向上とリサイクルの一層の推進を図るための広報、周知啓発等を行います。

【徹底回収】

① 大規模な海岸清掃やまち美化事業の実施

市民参加による大規模な海岸清掃やまち美化事業を通じて、プラスチックごみなどを回収し、陸域からの海洋流出を防止するとともに、海洋汚染の自然共生への影響を知ること、ごみのポイ捨てなどによる地球環境問題への意識向上を図ります。

【海岸清掃】



2) 本市の特性や強みを活かしたプラスチック対策の取組

本市では、平成 18(2006) 年から開始し、市民に定着しているプラスチック製容器包装の分別・リサイクルに加えて、令和 5(2023) 年 10 月からプラスチック製品も一括回収しています。また、「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減の取組に関する協定」を始めとする市内小売事業者との環境部門での協力体制など、様々な特性や強みを有しており、今後もこれらを活かした本市独自のプラスチックごみ対策を実施します。

① プラスチック「製品」の分別回収・リサイクル

プラスチック資源の分別収集を促進するための措置として、従前のプラスチック製容器包装の分別回収制度を活用し、令和 5(2023) 年 10 月より家庭から排出されるプラスチック製品も一括して回収しています。

国からの認定に基づき令和 6(2024) 年 4 月より、回収したプラスチック製品は、市内で再商品化され、再び市民生活に活かされています。今後は、容器包装プラスチックについても独自の再商品化を検討し、地消・地循環の取組をさらに推進します。

また、本市でごみ処理を受入れている市町に対しても、プラスチック製品の分別回収の実施を働きかけます。

② 使い捨てプラスチック削減に取り組む事業者への支援・PR

主に小売店や飲食店などで、消費者が「不要な使い捨てプラスチックを断りやすくする」「分別をしやすくする」等の取組を実施する事業者について、その取組に対する支援や広報を実施します。

③ 事業者による自主回収への協力

プラスチック製容器包装や製品の製造・販売事業者が相互に連携して行う自主回収（製造事業者が小売店等に回収ボックスを設置して使用済み容器をリサイクルするなど）の動きが広まってきていることを踏まえ、本市も実証や回収に向けて積極的に協力することで、市民意識の向上や回収量の増加を目指します。

(4) 食品ロスの削減（食品ロス削減推進計画）

食品ロスとは、まだ食べることができるにもかかわらず廃棄されている食品のことです。とても「もったいない」ごみです。

日本国内では、この食品ロスが生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に大量に廃棄されており、令和 5(2023) 年度の推計値では、家庭系食品ロスが約 233 万トン、事業系食品ロスが約 231 万トン、合計約 464 万トンもの食品ロスが発生しています(環境省・農林水産省推計)。また、SDGs においても、目標 12 の「持続可能な

生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置づけられるなど、国際的にも重要な課題となっています。

本市においても、食品ロスを削減することは、家庭系・事業系双方のごみの減量化に資するだけでなく、食料の生産・製造に必要な資源・エネルギーの節約、それらの活動で排出されるCO₂の削減など、環境負荷の低減をもたらします。

また、市民にとっては食費（家計費）の節約にもつながる取組です。市民・NP0・事業者等のそれぞれの取組との連携を促進するため、様々な観点から多角的な取組を推進します。

1) 家庭系食品ロスの削減

本市独自の食品ロス削減対策として、「3 切り」運動を発展させた「残しま宣言」運動を平成 27(2015) 年度から展開しています。この一環として様々な事業に取り組んできた結果、食品ロスの発生量が運動開始時と比較して約 32%減少したことなど、確実な成果があがっています。

しかしながら、まだ家庭ごみ全体の約 1 割を食品ロスが占めています。これは 1 世帯あたり年間約 28kg 排出している計算となります(令和 6(2024)年度組成調査に基づく推計)。

このように食品ロスが家計費のロスとなっている実態を市民に分かりやすく周知し、「もったいない意識」の醸成と具体的な削減行動につなげ、リデュース（発生抑制）に努めます。

（生ごみのリサイクルの取組は、11 ページ「生ごみリサイクル」参照）

【リデュース（発生抑制）】

① 「残しま宣言」運動の更なる展開

SDGs や、国の第四次循環型社会形成推進基本計画及び食品ロス削減推進法に基づく基本方針(令和 2(2020) 年 3 月閣議決定)において家庭系食品ロスを平成 12(2000) 年度比で令和 12(2030)年度までに半減する目標が示されていることを踏まえ、一層の削減が必要です。

そのため、まだ浸透しきっていない世代や世帯等にも「残しま宣言」運動の浸透を図るとともに、着実に削減するための新たな取組について検討・導入を行っていきます。

<具体的取組の例>

○小学生向け啓発事業の実施 ～ 子どもの時から意識付けを行うため、小学校 4 年生を対象に、環境センター職員が行う出張授業にて、「残しま宣言」について記載した下敷きを配布し、啓発する。

○未就学児向け啓発事業 ～ 好き嫌いや食べ残しを題材とした紙芝居・紙芝居動画

を作成・配布し、市内の保育所や幼稚園での読み聞かせ等で、幼少期からの意識を育む。

- 冷蔵庫のクリーンアップ ～ 毎月19日を冷蔵庫クリーンアップの日と位置づけ、定期的な冷蔵庫の清掃と庫内の食材確認を促し、過剰な買い物や期限切れによる食品廃棄を減らす。
- リデュースクッキング講座の実施 ～ 生ごみの排出量を少なくし、余った食材を有効活用する調理方法を実践で学ぶ料理講座を開催する。
- 食品ロス情報ホームページの作成・公開 ～ 市民に一括してわかりやすく情報提供するため、独自のホームページを公開。
- 食品ロスダイアリーの活用 ～ 日記形式で食品廃棄の状況を記録することで、家庭内の実態を認識し、具体的な削減行動を促す。

② 食育、学校教育、消費者教育、子育て支援等との連携の強化

「第四次北九州市食育推進計画」や「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」により進められる、環境に配慮した食生活の実践の普及・啓発、残さず食べることや食への感謝の気持ちを育み、地産地消への理解を深めるような食育の取組を、学校などと連携しながら進めます。

あわせて、消費者教育分野とも連携し、人や社会、環境に配慮する賢い消費行動であるエシカル消費の啓発に努めます。

また、子どもをはじめ多世代に食と居場所を提供する子ども食堂事業に対し、食品を提供する仕組みを構築するなど、子育て支援分野等とも連携しながら食品の有効活用を目指します。

③ 市民団体、NPO 等との連携

市民団体やNPO 等が行う、未利用食品を子ども食堂や困窮世帯等に提供するフードバンク活動や家庭の未利用食品を集めるフードドライブ活動については、食品の有効活用とごみの減量化の一つの手段として、引き続き市民への周知と理解を深めるための支援を行います。

2) 事業系食品ロスの削減

食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)に基づく基本方針(令和元(2019)年7月公表)では、食品ロスの削減を含んだ食品廃棄物等の発生抑制に優先的に取り組んだ上で再生利用等を推進することが示されました。また、食品ロス削減推進法に基づく基本方針(令和7(2025)年3月第二次方針)において、事業系食品ロスを平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに60%削減するという目標が掲げられています。

事業系食品ロスの多くは飲食業や小売業から発生するため、飲食店や小売店をはじめとする食品関連事業者の主体的な取組を促しながら、利用者側の市民の意識改革に

も努めるなど、事業者や市民と連携し、リデュース（発生抑制）を中心とした食品ロス削減の取組を推進します。

【リデュース（発生抑制）】

① 食品ロス削減推進法や食品リサイクル法に関する周知、対策の促進

食品ロス削減推進法や食品リサイクル法の内容や仕組み、目標値について、また市内の食品関連事業者（小売店、外食関連）の食品ロスの発生量・発生要因などの実態把握に努め、機会を捉えて周知・啓発するとともに、具体的な削減策の検討を促していきます。

② サプライチェーンに関わる食品関連事業者等との連携した取組

食品関連事業者等自らが、サプライチェーン全体での食品ロスの状況と削減の必要性について理解を深め、また商慣習の見直し等を図るとともに、社員等への啓発にも取り組んでいただくよう促します。

また、フードバンク活動について、その役割への理解と未利用食品の提供等について、検討や取組を促します。

<具体的取組の例>

○「残しま宣言」運動の更なる展開

外食時の取組（食べ切れる量を注文する、開始 30 分・終了前 10 分などに食事を楽しむ時間をつくる等）について、一層の周知を図ります。また運動をサポートする取組も実施します。

○小売事業者との連携

市内の主要な小売事業者 7 社と締結した「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減の取組に関する協定」（平成 30(2018)年 3 月）に基づき、これまでも「ばら売り」や「量り売り」、「閉店間際の割引セール」等に取り組んできました。

今後も、多様化するニーズへの対応や、食材の保存・活用の情報提供等について、事業者自らの取組を促し、一層の連携した取組を進めます。

○外食事業者等との連携

食べ切り等を促す飲食店を「残しま宣言応援店」として登録する制度を平成 27(2015)年度から開始し、約 330 店舗が日々食品ロスの削減に取り組んでいます（令和 7(2025)年 12 月時点）。

今後も、制度の認知度向上や登録店舗の拡大、利用者側の削減意識の向上に努めることで、飲食店からの食品ロス削減を進めていきます。

また、料理が余った場合についても、衛生的な取り扱いを促しつつ料理の持ち帰りができる「ドギーバッグ」の活用を事業者・利用者双方に対し、呼びかけていきま

す。



【応援店の取組】

特典付与 (食べ切ったグループに割引券付与等)
提供量の調整 (小盛メニュー導入、料理内容変更等)
持ち帰り対応 (自己責任での希望者への対応)
お声かけ運動 (食べ切りを促すお声かけの実践)
啓発活動 (掲示物等による啓発活動)
独自の取組 (苦手な食材の変更等)

① 食育・学校教育、消費者教育、子育て支援等との連携の強化（再掲）

「第四次北九州市食育推進計画」や「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」により進められる、環境に配慮した食生活の実践の普及・啓発、残さず食べることや食への感謝の気持ちを育み、地産地消への理解を深めるような食育の取組を、学校などと連携しながら進めます。

あわせて、消費者教育分野とも連携し、人や社会、環境に配慮する賢い消費行動であるエシカル消費の啓発に努めます。

また、子どもをはじめ多世代に、食と居場所を提供する子ども食堂事業に対し、食品を提供する仕組みを構築するなど、子育て支援分野等とも連携しながら食品の有効活用を目指します。

② 市民団体・NPO等との連携（再掲）

市民団体やNPO等が行う、フードバンク活動や子ども食堂活動については、食品の有効活用とごみの減量化の一つの手段として、引き続き事業者の理解を深め、提供事業者の掘り起しに取り組む等、側面的な支援を行います。またフードバンク活動を支援する団体等とも連携していきます。

3) 災害に備えた備蓄食品の有効活用

災害等が発生した場合の備えとして、家庭をはじめ医療機関・オフィス等の事業所においても、業務継続確保の観点から食品の備蓄が進んでいくことが想定されます。一方で、食品には消費・賞味期限があることから、定期的な更新も必要となりますが、その際に、食品ロス削減の観点から、様々な用途で有効活用していくことが重要です。家庭においては、ふだん食べている食品を少し多めに買い置きして、日常で消費しながら食べた分を買い足していく、いわゆるローリングストック法や、備蓄食品を活用したレシピ等についても周知・啓発していきます。

また、本市の災害備蓄食品については、これまでもローリングストック法により、

賞味期限が近くなった一部の食料を地域の防災訓練での体験使用や、防災イベントでの啓発品としての配布を行うなどして余すことなく活用しています。

4) 目標の達成状況

① 食品ロス量の削減

国は、食品ロス削減推進法に基づく基本方針（第一次方針：令和2(2020)年3月、第二次方針：令和7(2025)年3月）において、平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに

○家庭系食品ロスは、50%削減（第一次方針）→50%削減の早期達成（第二次方針）

○事業系食品ロスは、50%削減（第二次方針）→60%削減（第二次方針）

という目標を示しており、本市においても国の目標と整合を図る形で取組を進めてきました。

現状、本市の食品ロス量は、以下のとおり目標を前倒して達成できており、1)～3)に示した取組を進めることで、更なる食品ロス量の削減を進めていきます。

【本市の食品ロス削減の状況】

	平成12(2000)年度 (推計値)	目標値 (令和12(2030)年度)	現状 (令和6(2024)年度)
家庭系	49,752 トン	24,876 トン (50%減)	12,386 トン (75%減)
事業系	47,983 トン	19,193 トン (60%減)	13,547 トン (72%減)

※国の事業系食品ロス排出量は、産業廃棄物や民間でリサイクルされているものも含まれており、本市の食品ロス排出量とは定義が異なる。

② 食品ロス削減に取り組む市民の割合

国の基本方針では、「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする」という目標が示されており、本市も「行政評価に係る市民アンケート調査」等を活用し、「食品ロスの削減に取り組んでいる」と回答する市民の割合を80%にすることを目標として取組を進めてきました。

現状の市民アンケート調査では、食品ロスの削減を【心がけている】、【時々心掛けている】人を合わせた割合は95%となっており、1)～3)に示した取組を進めることで、更なる向上を目指します。

【食品ロス削減を実行する人の割合の目標値】

	令和12(2030)年度 (目標年度)	現状 (令和6(2024)年度)
「買いすぎない」、「作りすぎない」など、食品ロスの削減に取り組む人。	80%以上	食品ロスの削減を 心がけている 67% 時々心がけている 28%

5) その他の取組

廃棄物の組成調査の実施により、食品ロスの実態把握に引き続き取り組み、効果的な削減対策に活かしていきます。

(5) ごみ処理施設の今後のあり方の検討

本市の廃棄物の適正処理・リサイクル体制を継続していくためには、ごみ処理施設の機能を維持・向上していくことが必要です。

焼却、最終処分といったごみ処理施設の今後のあり方については、「長期安定的なごみ処理体制の確保」を基本として、「大規模災害への対応」、「温室効果ガスの削減」、「広域処理」、「市・排出者それぞれの処理責任やコスト負担」の視点も加えて、様々な角度から検討を進めます。

本市のごみ処理施設

※処理量・埋立量（R6）は、市内の産業廃棄物・他都市ごみ・災害廃棄物を含む。

	名称	所在地	処理能力	処理量（R6）	処理対象	稼働年	使用年限
焼却工場	日明工場	小倉北区	【旧工場】600トン/日	77,953 ト	一般ごみ (一部破碎ごみ)	H3	R6
			【新工場】508トン/日	25,909 ト		R7	R27頃
	皇后崎工場	八幡西区	810トン/日	159,104 ト		H10	R18頃
	新門司工場	門司区	720トン/日	115,654 ト		H19	R19頃
破碎中継施設	日明工場 不燃粗大仮置場	小倉北区	30m ³	ー ト	粗大ごみ	R2	R8頃
選別施設	日明かんびん 資源化センター	小倉北区	32.59トン/5h	5,229 ト	かん・びん ペットボトル 紙/パック トレイ	R3	R32頃
	本城かんびん 資源化センター	八幡西区	63トン/5h	3,982 ト		H9	R9頃
	名称	所在地	容量	埋立量（R6）	残容量（R7.3）	稼働年	使用年限
最終処分場	響灘西地区 廃棄物処分場	若松区	7,150千m ³	81千m ³	511千m ³	H10	R13頃
	響灘東地区 廃棄物処分場	若松区	2,534千m ³	建設中	ー	R14頃	未定【注】

【注】：産業廃棄物の受入条件等について、今後然るべき時期に決定することとしており、受入条件により埋立期間は変化する。

1) ごみ処理施設の機能維持・向上（最適な工場体制）

資源化施設を含めた既存のごみ処理施設に係る処理能力等の機能の維持・向上については、予防保全対策によって施設の長寿命化を図るストックマネジメント手法により、財政負担を抑制しつつ、進めます。

また、ごみ処理施設の建替えは、老朽化の状況に加え、ごみ量・質の変化、公害防止対策や地球温暖化対策技術等の高度化・効率化の状況、災害に強い施設づくり、広域的な受入処理などを総合的に勘案して行います。

将来の焼却工場の建設に備え、国の方針やごみの減量化などの社会情勢を注視しながら、効率的な施設規模や工場体制を含めた検討を行います。

市に処理責任がある一般廃棄物とあわせて焼却してきた産業廃棄物（あわせ産廃）の処理について、他都市の動向や、市が処理するごみ量の推移などを検証するとともに、施設の負荷低減や施設規模の観点から見直しも含めて検討します。

【日明工場】

日明工場は前期間中に施設の更新を行い、令和 7(2025) 年度から新施設を稼働させました。今後の施設運用にあたっては、PFI 事業であることから、受託事業者に機能維持を求めます。旧工場は今後解体工事を進めていきます。

また、不燃系粗大ごみについては、本城資源化センターの建設（令和 9(2027) 年稼働予定）を進めています。

【皇后崎工場】

日常的な維持管理を適切に実施することにより、機能の維持を図るほか、平成 24(2012)～平成 28(2016)年度には基幹的設備改良工事による延命化を行いました。使用期限（令和 18(2036) 年頃）が近づいていることから、将来の施設更新等を検討します。

【新門司工場】

日常的な維持管理を適切に実施することにより、機能の維持を図るとともに、使用期限の到来を見据え、基幹的設備改良工事による延命化を含め、今後の最適な工場体制の構築を目指していきます。

【かんびん資源化センター】

日明かんびん資源化センターは、令和 3(2021) 年度から新施設を稼働させました。今後の施設運用にあたっては、日常的な維持管理を適切に実施することにより機能の維持を図ります。

本城かんびん資源化センターは、使用期限（令和 9(2027) 年頃）が近づいていることから、本城資源化センターの建設（令和 9(2027) 年稼働予定）を進めています。

2) 廃棄物処分場の確保

快適な市民生活や市内中小企業などの産業活動を、将来にわたって支えていくためには、長期、安定的に廃棄物処分場を確保していく必要があります。今後も、ごみの減量化・資源化の推進等により、既存施設の延命化を図るとともに、使用期限の到来を見据え、現在の処分場に代わる「響灘東地区廃棄物処分場」の整備を進めます。

また、新処分場は、現在の処分場に比べて容量が小さく、長期安定的な運用を図るため、受入れ条件の見直しも含め運用方法を検討します。



3) 焼却灰の資源化の推進

平成 19(2007) 年から稼働している新門司工場ではシャフト式ガス化溶融炉を採用し、焼却灰を溶融物（メタル・スラグ）として資源化し有効活用しており、今後も品質確保に努めます。

皇后崎工場で発生する焼却灰の一部を、セメント原料として有効活用していきます。

(6) ごみ処理の広域連携

国の廃棄物処理施設整備計画（平成 30(2018) 年閣議決定）では、将来にわたる廃棄物の適正処理の確保にあたっては、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があり、そのためには、廃棄物の広域的な処理を進めていく必要があるとされています。

また、広域行政については、一定の圏域の市町村がそれぞれの資源や機能の効率的な活用を図り、広域による行政展開のメリットを最大限引き出しながら、圏域全体の活性化と魅力ある圏域の形成を図る、「連携中枢都市圏構想」という都市間連携の枠組みが構築されています。本市でも、近隣の 4 市 12 町とともに「第 3 期北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン（令和 8(2026) 年 4 月）」を策定しており、連携市町とともに圏域内の環境保全・循環型社会構築に向けた取組や、広域的な観点を含めた廃棄物処理体制のあり方を検討していきます。

加えて、今後県が策定する「長期ごみ処理広域化・集約化計画」を踏まえ、県及び近隣自治体と連携を図りながら、圏域内の長期・安定的な廃棄物処理体制の構築を目指します。

一方で、本市の焼却施設や最終処分場の受入能力には、一定の限界があります。今後の広域連携の方向性は、受入市町によるコスト負担も含めて、本市の「ごみ処理施設の今後のあり方」と一体的な検討を進めます。

1) 一般廃棄物の広域的な受入れ

本市のごみ処理施設での受入れにあたっては、当該団体の首長、議会からの要請を受け、本市との間で基本協定を締結するとともに、毎年度、一般廃棄物処理業務の委託契約を締結しています。また、受入れの前提として、次の三原則に適合していることを毎年度確認しています。

- 本市のごみ処理に支障がないこと
- 本市と同等以上のリサイクル、減量努力を行うこと
- 本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること

新たに、北九州都市圏域を中心とした周辺自治体から受入れ要請があった場合には、受入れの前提である三原則等、本市の基本的な考え方に基づいて検討します。

また、エコタウン事業等の民間リサイクル施設での受入れについては、ごみ処理施設での受け入れ処理と同様に地域循環システムを構築する観点からも、推進します。

(7) 災害廃棄物処理

近年、我が国では、全国的に大雨や台風による大規模な自然災害が頻発しており、大量の災害廃棄物が発生しています。本市でも、これまで、被災自治体等からの要請に基づき災害廃棄物の受入処理支援を行ってきたほか、西日本を中心に甚大な被害をもたらした「平成 30 年 7 月豪雨」では、市内でも大量の災害廃棄物が発生するなど、自然災害に見舞われるリスクが高まっています。

今後も、「北九州市災害廃棄物処理計画（令和元(2019) 年 6 月策定）」に基づき、平時から大規模災害に備えておくことが必要です。

1) 大規模災害への対応

大規模災害時における廃棄物の安定処理の確保のため、今後の施設整備にあたっては、災害時でも、ごみを燃やすことで工場稼働に必要な発電を行うなど自立して運転できる能力を備えることや、大量にごみが発生する被災時にごみの受入れが可能となるごみピットを備えるなど、大規模災害への対応の視点を踏まえて検討します。

また、地域の防災拠点として、エネルギー供給拠点や避難場所としての機能なども備えることを検討します。

加えて、被災時には大量の災害廃棄物が発生することから、今後とも大規模な仮置場の確保に努めます。

2) 災害廃棄物の受入処理（支援）

大規模、広範囲に及ぶ災害によって、災害廃棄物が大量に発生し、また、ごみ処理施設の被災によって、ごみ処理事業が中止または縮小を余儀なくされる事態が想定されます。

大規模災害等の緊急時には、被災地の早期復旧・復興や環境保全の確保等の観点か

ら、県や被災自治体の要請等により、最大限の受入処理や現地での収集支援を行います。

また、本市と福岡市、熊本市の九州3政令指定都市は、いずれかの市域において大規模な災害が発生した場合に、自主的な支援により相互に協力する「災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定」を締結しています。

(8) 適正処理の推進と安全・安心の確保

廃棄物処理事業は、日々の市民生活を支える上で必要不可欠な社会インフラであり、安定的に継続することが求められています。そのためには、不用品を違法に回収する無許可業者の取締りの強化による不適正処理の防止や、有害物を含むものや火災事故の原因となるおそれのあるものへの適切な対応が必要です。

また非常時においても、安全かつ安定的な廃棄物処理事業を継続できる体制を確保しておくことが重要です。

1) 無許可業者対策

一般廃棄物の収集運搬・処理業を行う場合は、廃棄物処理法上、市の許可が必要ですが、廃家電等を無許可で違法に回収する業者がおり、国内で不法投棄・不適正処理されている事例や、あるいは海外に輸出された後の不適正処理により、環境保全上の支障が生じるおそれがあります。

このような事態を防止するため、本市では、許可を有しない不用品回収業者に対する指導を行い、法に則った適正な廃棄物処理の確保に努めています。

2) 水銀・PCBを含む廃棄物の対策

廃棄される水銀使用製品については、水銀汚染防止法において、市町村に適切な回収措置を講じる責務が課せられており、本市においても、これまでも水銀体温計等の拠点回収を実施しており、水銀廃棄物の適正処理に努めています。

また、PCB 廃棄物については、「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく取組を着実に推進します。

3) 危険ごみ対策

カセットボンベやスプレー缶、充電式電池などが原因と思われる焼却施設での火災事故が全国的にも発生しており、焼却施設の稼働に大きな影響を及ぼすことを防止する必要があります。

本市では、カセットボンベやスプレー缶などは、必ず使い切ってから捨てるように案内しています。加えて、モバイルバッテリーなどの充電式電池や加熱式たばこ等の充電式電池使用製品などについては、区役所や市民センターを中心とした回収拠点を整備しており、安全に分別収集できる体制を確保しています。

4) 新しい生活様式等への対応

感染症蔓延時においては、在宅勤務などの生活様式の変化に伴い、家庭から出るごみのうち厨芥類（生ごみ）や各種容器包装などが増加し、マスクや医療系廃棄物など感染対策に注意が必要なものも増加するなど、ライフスタイルの変化とともにごみ質・量にも変化が起きました。

このような影響にも適切に対応できるよう、市民に対するごみの出し方の注意や事業者への対策徹底の呼びかけを行うとともに、処理事業を安全に継続できるように努めます。

（9）ごみ処理事業の効率化と市民サービスの向上

収集体制の見直しや新しい技術の活用などにより、ごみ処理経費の削減に努めるとともに、今後も、ごみ処理事業の効率化や市民サービスの向上に努めていきます。

1) ごみ収集業務の効率化

ごみ発生量や人口分布などに応じて、効率的な収集ルートを検討や配車台数の適正化など、収集体制の見直しを図ることを通じ、ごみ処理事業の効率化に努めます。

2) 取組効果の公表

市民・事業者の協力により、ごみの減量化・資源化が進んだことで、本市のごみ処理量は、減少しています。毎年度、ごみ量などの計画目標の進捗状況や、処理経費を公表するなど、市民の取組の効果を実感できるように工夫します。

3) 市民サービスの維持・向上

ごみステーションにごみを出すことが困難な高齢者などを対象に、自宅の玄関先でごみを収集する「ふれあい収集」の取組など、核家族化・高齢化等の進展に伴う社会的課題の変化に応じたごみ収集を進めます。また、地域の要望などに柔軟に応じたごみステーションの利便性の向上や、防鳥ネットの無償貸与や集積容器の助成によるきめ細かな支援を図ります。

4) ITなどの情報技術の活用

幅広い年代にスマートフォンなどの携帯情報端末が普及していることから、アプリを活用するなど、市民がごみに関する情報にアクセスしやすくするほか、各種 SNS 媒体の活用により、ターゲット層に合わせた情報発信を行います。

また、ごみ収集やごみ処理の効率化、市民サービス向上を推進する観点から、粗大ごみ処理手数料の決済キャッシュレス化など、IT、IoTなどの技術の活用を図っていきます。

（10）産業廃棄物排出量の減量化・適正処理の推進

中国をはじめ、アジア各国で廃プラスチックの輸入・利用規制の厳格化に伴う国内

処理量の増大など、産業廃棄物の処理を取り巻く環境が一段と厳しくなっています。

ついては、良好な生活環境の維持や循環型社会の構築のため、監視・指導・啓発などにより、優良な産業廃棄物排出事業者・処理業者を育成・支援し、適正な処理を推進していく必要があります。

1) 排出事業者への指導等

排出事業者として主導的な役割を果たすよう、産業廃棄物の発生抑制、減量化、適正な費用負担等について指導を行います。

また、廃棄物処理法に基づく処理基準の遵守、委託契約書の締結、マニフェスト使用の徹底など、委託基準の遵守について指導すると共に、定期的に実態調査を実施し、市域の産業廃棄物の発生及び処理処分状況について把握を行います。

なお、マニフェスト使用に際しては、環境省からの協力依頼に基づき、電子マニフェストの普及拡大に向け、各種講習会等の機会を通じた啓発のほか、公共工事の受注者に対する積極利用を推奨しています。

【排出事業者の役割】

(1) 減量化の推進

① 発生抑制

原材料の選択や生産工程の改善等により、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

② リサイクルによる減量化の推進

発生抑制したうえで排出した産業廃棄物については、再使用、再生利用による減量化に努めなければならない。また、円滑なリサイクルの推進のため、グリーン購入等、再生品の利用に努めなければならない。

③ 中間処理による減量化の推進

発生抑制、リサイクルを徹底したうえで排出する産業廃棄物については、最終処分量の削減を図るため、中間処理による減量化に努めなければならない。

(2) 適正処理の推進

産業廃棄物の減量化を推進するとともに、その上で排出する産業廃棄物については、安全かつ適正に処理することが必要なことから、保管、収集運搬及び処分を行う場合、廃棄物処理法に基づく処理基準に従うこと。また、処理を委託する場合、委託契約書の締結、マニフェストの使用等、委託基準を遵守しなければならない。

2) 産業廃棄物処理業者への指導等

産業廃棄物処理業者としての役割を果たすよう、巡回や廃棄物処理法に基づく立入検査を実施し、不適正処理等に対しては、文書による指示や改善命令等により速やかな是正の指導等を行います。

また、法改正の内容や社会的な関心を集めたテーマなどについて、講習会の開催や各種情報の提供を行い、処理業者の資質向上を図ります。

産業廃棄物処理業者の役割】

（１）適正処理の実施

自己の能力の範囲内で計画的な処理の受託を行うとともに、廃棄物処理法を遵守し、適正な収集運搬、保管及び処分を行わなければならない。

（２）減量化の推進

再生利用や中間処理による減量化の推進に努めなければならない。

（３）適正な施設の維持管理

処理事業を適切かつ確実に行うために、処理施設の維持管理を行うとともに、施設の整備・充実に努めなければならない。

（４）管理体制の整備

産業廃棄物処理業者の社会的責任を認識し、適正かつ計画的な処理、施設の維持管理を行うため、管理体制の充実に努めなければならない。

３）最終処分量の削減

産業廃棄物の有効利用や循環的利用を進め、天然資源投入量を抑制するとともに、最終処分量の削減に努めます。

４）有害使用済機器の保管・処分

平成 29(2017) 年の法改正に伴い、有害使用済機器の保管・処分を業とするものに対して、届出及び処理基準の遵守等を義務付ける制度が新設されました。

本市では、当該届出事業者に対する巡回や立入検査を実施し、法令遵守に係る監視指導を行う他、過去に取扱いがあった届出無し事業者に対しても、火災の発生等、生活環境保全上の支障を生じるおそれがあるため、巡回を行い、監視します。

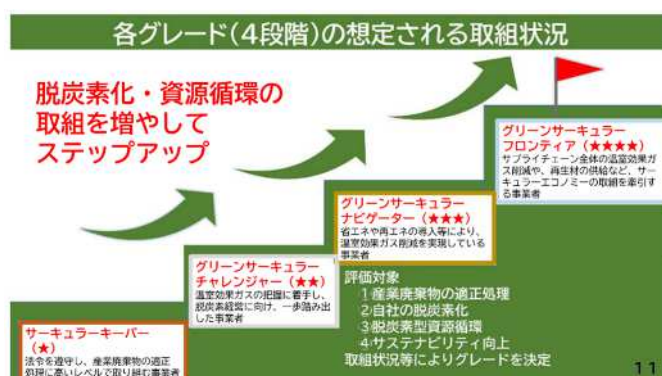
５）優良な排出・処理事業者の育成・支援

北九州市では、廃棄物処理法による「優良産廃処理業者認定制度」に加えて、本市独自の優良認定制度を設けて優れた排出事業者と処理業者を認定することにより、減量化、適正処理に貢献する取組を推奨しています。

令和 7 (2025) 年度には、従来の「北九州市産業廃棄物排出事業者・処理業者優良認定制度」を刷新し、脱炭素型資源循環及びサステナビリティ向上に積極的に取り組む事業者をグレード別に評価・認定する「北九州市脱炭素型資源循環事業者認定制度（愛称：北九州市グリーンサーキュラー認定制度）」を創設しました。

従来の適正処理に加え、脱炭素化と資源循環を両立する取組がさらに強力に行えるよう、制度面から活性化を促していきます。

【北九州市グリーンサーキュラー認定制度】



6) 北九州 GX 推進コンソーシアム グリーンサーキュラー部会の立ち上げ

本市では、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向け、官民による GX（グリーン・トランスフォーメーション）投資の促進を図るため、令和 5（2023）年 12 月に産学官金が一体となった「北九州 GX 推進コンソーシアム」を設立しました。

北九州 GX 推進コンソーシアムでは、GX に資する社会実装事例の創出に向けて取り組むべく、産官学金が連携して「部会」を設けて活動しており、令和 8（2026）年度に立ち上げた「グリーン成長とサーキュラーエコノミーに関する検討部会（通称：グリーンサーキュラー部会）」では、産業廃棄物処理業界における資源循環および脱炭素化に向けた具体的な取組の展開を目的として、動静脈産業の連携を推進していきます。

2 循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展

(1) 環境教育・環境学習の推進

本市では、「まちづくりは人づくり」とし、市民が最も重要な財産であると考え、「人財」育成の取組を進めてきました。具体的には、本市に存する豊かな自然環境、活発な企業活動、様々な環境教育施設、大学、研究機関、国際機関などを活用し、環境ミュージアムを拠点とした環境学習の推進や、環境教育副読本などを活用した学校での環境教育、こどもエコクラブにおける地域活動等、様々な分野・レベルで、環境に関する教育・研究・学習が行われてきました。加えて、環境を切り口として、SDGs が採択される以前より ESD の推進にも努めてきました。

一方で、環境上の課題は刻一刻と変わっていくことから、生涯学習として、幼少期から高齢期に至るまでの教育機会を提供する必要があります。また、SDGs や ESD に代表されるように、環境教育が貧困・平和・福祉などの様々な社会・経済問題と結びつきつつあり、より総合的・統合的な観点からの環境教育や、他分野の教育との連携・統合が求められています。

(参考) ESD (持続可能な開発のための教育)

「Education for Sustainable Development」の略称で、「持続可能な未来や社会づくりのために行動できる人の育成を目的とした教育」のことを言います。

「持続可能な社会」の構築を図るためには、ESD の視点は不可欠です。本市でも、市民・NPO・行政等が連携しながら、環境教育の充実に努め、様々な取組を進めています。

1) 一貫した環境教育の充実

全ての世代へ環境教育に継続して取り組んでいくとともに、「就学前教育及び学校教育における環境教育」として成長過程にあった教育を推進し、一貫した環境教育の充実に努めます。

①【あらゆる世代】 環境について学び、市民一人ひとりの環境行動を促進

- ・環境について学び、市民一人ひとりの環境行動を促進するため、環境教育・環境学習の総合拠点である「環境ミュージアム」の活用や、環境活動に取り組む団体等が集まり、エコライフを提案する「エコライフステージ」の実施などによる啓発に取り組めます。
- ・市民環境力の強化を図るため、「環境首都検定」を実施し、環境意識のレベルアップや環境に関心を持つ市民の裾野を広げ、環境行動の促進を図ります。
- ・環境ミュージアム、エコタウンセンター、響灘ビオトープ等の環境学習施設や平尾台等の自然フィールド、いのちのたび博物館等での体験型プログラムや、教材等の環境学習プログラム等を通じて、地域特性に応じた環境保全活動・環境体験を推進します。

【環境ミュージアム】



【エコライフステージ】



③ 【就学前教育及び学校教育】 成長過程にあった環境教育を推進

- ・市内小学校4年生を対象として環境ミュージアムやエコタウンなどの環境関連施設を活用した体験型学習「SDGs 環境アクティブ・ラーニング」を実施します。
- ・環境マスコットキャラクター「ていたん・ブラックていたん」による市内の保育所・幼稚園での環境教育や、焼却工場の見学を訪れた小学生への環境局職員による出前授業など、様々な場で幼少期から環境教育を進めます。
- ・親子で参加できる環境イベントの実施等を通じて、未就学児や小・中学校の児童・生徒の親などの子育て世代と連携した教育を推進します。
- ・小学校では、SDGsの視点に立った地域教材資料集「わくわく！北九州」を環境教材として活用するとともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を実現するための施策や環境教育など、SDGsの視点を踏まえた学校教育を推進していきます。

③その他の取組

- ・環境教育や学習を推進する役割を担う環境学習サポーターの育成や、こどもたちが身近な環境や自然について友達と一緒に考え行動する環境学習の支援、さらに、古紙回収、公園や河川の清掃など参加者が環境に主体的に関わる体験的な活動を支援します。
- ・市のごみ処理施設において学校や地域の施設見学を受入れるなど、廃棄物の処理に関する市民の理解の促進に努めます。

【保育所・幼稚園での環境教育】



【環境学習サポーター】



2) 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

持続可能な社会の構築を図るため、国連など世界規模で進められている「持続可能な開発のための教育（ESD）」を、北九州 ESD 協議会を中心に、市民・NPO・学校・企業・行政等が連携しながら推進します。同協議会会員による市民センター等での出前講座やチーム活動、市内で開催されるイベントへの出展等を通じて、ESD の普及・推進を図り、次世代を担う人材を育むことで、環境人材の育成に寄与します。

【北九州 ESD 協議会 活動報告会・イベントブース出展】



（2）環境を意識したライフスタイルへの転換

環境問題の解決に向けては、一人ひとりがこれまでのライフスタイルを転換し、日々の生活の中の行動によって、内発的・自立的に、より良い環境・より良い地域づくりを進めていくことが必要となっています。

市民が 3R の取組による効果を実感できるよう、ごみ量の推移やごみ処理経費、リサイクルの流れや製品への利用例などについて、様々な媒体を活用して分かりやすく紹介するほか、ごみの出し方や環境に配慮した製品の購入など、市民が取り組むことのできる具体的な行動例を示すことにより、ライフスタイルの転換のきっかけとなるよう周知・啓発します。

1) 効果的な市民啓発と情報提供

家庭ごみの分け方・出し方を解説した「分別大事典」を配布するとともに、留学生などの外国人を対象とした外国語版（英語・中国語・韓国語・ベトナム語）を作成します。また、SNS 媒体（X）を活用し、分別の意義や市民の取組の効果、ごみ処理の状況などについて、より多くの市民が情報にアクセスしやすくなるようにするとともに、広く情報発信を行います。

さらに、環境局の職員が市民センター等で、家庭でできるごみ減量化や 3R の取組などをテーマに講演する「出前講演」を積極的に行っていきます。

【分別大辞典】



【ていたん X】



2) 幅広い世代への啓発（再掲）

これまでの紙媒体などを中心とした啓発に加えて、幅広い世代や地域団体、外国人市民など、それぞれの特性に応じた効果的なアプローチを重視した周知・啓発や行動変容を促していきます。

① デジタルコンテンツを活用した若年層への情報発信

SNS や動画のデジタルコンテンツを活用し、Z 世代や子育て世代などの若年層に対して、3R の実践方法を分かりやすく伝えることで、行動変容を促します。

【取組例】

○SNS を活用した動画配信や市民参加型キャンペーンの実施

若年層を意識したごみの減量・リサイクルの推進策の一つとして、アニメを活用した啓発動画の作成や、中学生が作成したコンポスト関係の動画（食品ロス削減の一環）を YouTube に配信します。また、子育て世帯や中高生向けのイベントで動画の放映やアンケート調査などを行い、ごみがどのような形で再び社会で活用されているのかを可視化することで、より一層、リサイクルへの理解と行動を促す取組を推進します。

【アニメによる啓発】



【中学生が作成した YouTube】

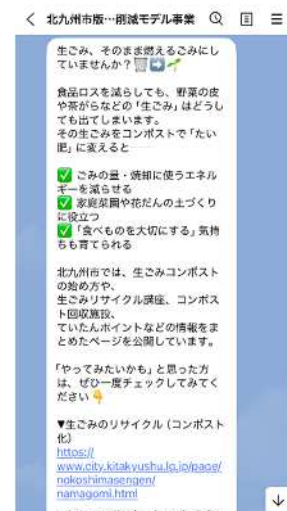


- プロスポーツチームの試合における啓発動画の上映や資源回収イベントの開催
プロスポーツチーム（ギラヴァンツ北九州、ライジングゼファー福岡）の協力により、選手が出演している啓発動画を作成し、試合会場で動画を放映するとともに、資源回収ブースを設け、啓発と回収した資源で製作した日用品等を配布するなど、今後もリサイクルの意義と必要性を市民に投げかけ、環境を意識した行動変容につなげる取組を行います。

○食品ロス削減のためのアプリ活用を推進

九州栄養福祉大学と協働で、食品ロス削減の取組への理解を深めるためのツールとして、LINE を活用し、「イベント告知」、「食品ロス削減ワンポイントアドバイス」、「クイズ」、「AI 冷蔵庫診断」、「冷蔵庫写真コンテスト」、「AI による在庫食材からのレシピ提案」などのデジタルコンテンツを令和 7（2025）年度に開発しました。

今後は、このデジタルコンテンツを、LINE を活用したインセンティブ付与システム（下記③）に昇華させる予定です。



② 学校・市民団体・小売店と連携した多面的な推進

教育現場における環境学習の充実、市民団体による地域活動の支援、小売店との協働を通じて市民の行動変容を促し、地域全体での 3R 活動を推進します。

【取組例】

○小学校での廃食用油回収および出前授業の実施

廃食用油の回収、リサイクル事業者が、10校程度の小学校を対象に環境学習や廃食用油を活用した石鹸づくりの実習を行い、廃食用油がリサイクル資源であることを啓発しています。



○市民団体と連携した生ごみコンポスト講座の拡充

本市が従来から行っている高倉式コンポスト講座に加えて、様々なライフスタイルに合わせたコンポストづくりが楽しめるよう、段ボールコンポストやLFCコンポストなどの講座も市民団体と連携して実施します。併せて、今後は放竹林の竹をコンポストの資材に活用した竹コンポストの講座も実施します。また、市民が作成したコンポスト堆肥を身近な施設で回収できるコミュニティコンポスト事業を行い、回収拠点を充実してまいります。

○小売店における店頭回収ボックスの設置拡大および啓発イベントの開催

スーパーなどの民間小売店によるペットボトルや古紙、紙パケットレイ、廃食用油などの回収が増えています。ついては、回収場所の情報提供を進めるとともに、さらなる回収増加に向け、既存の啓発イベントだけでなく民間事業者との協働イベントの開催を検討します。

③ 持続的な行動促進のためのインセンティブ制度の導入

3Rや地球温暖化防止など、市民の環境に関する行動変容を促進するため、環境活動へのポイント付与による、新たなインセンティブ制度の導入を検討します。

【取組例】

○LINEを活用した環境活動へのポイント付与

市民に環境活動への理解と意識の醸成を図り行動変容につなげることで、一層のごみの減量・リサイクル、地球温暖化防止等の取組を行うため、既存のていたんポイントの仕組みを見直し、デジタルコンテンツを用いた効果的なポイント制度（インセンティブの付与）の確立を目指します。

回収拠点への資源物の持込み、環境講座やイベントへの参加、環境関連施設の訪

問など、市民が環境を意識した行動を行うことに対してポイントを付与していくことを検討します。

3) ごみ出しルールの徹底とごみ出しマナーの啓発

ごみ出しルールについては、平成 27(2015) 年 4 月に北九州市環境審議会から受けた答申「ごみステーションのあり方について」に基づき、「ステーションの配置」、「地域への支援」、「指導及びPR」、「事業系ごみ対策」の 4 つの視点から具体的な施策に取り組んでいます。

ごみステーションの管理を市民全体で支えるためには、「ごみステーションはごみを出す人が清潔に保つ」という意識を共有することが重要です。ステーションの提示幕を活用し、地域コミュニティと連携しながら、ごみ出しマナーについて改めて啓発を行うとともに、防鳥ネットの無償貸与や集積容器の助成によるきめ細かな支援を通じて「管理しやすいごみステーション」の実現を目指します。

事業系ごみについては、資源化・減量化への誘導を図りながら、ステーションへの不適切な持ち出しに対する指導を再度徹底し、強化していきます。

4) グリーン購入の推進

「北九州市環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、市が調達する文具などの用品について、環境物品の導入促進を図ります。また、社会情勢等の変化に応じて、適宜、内容を見直します。

5) 環境物品の普及促進

環境物品の需要の拡大を図るため、環境ミュージアムやエコタウンセンターの常設展示コーナーなどで市民や事業者によく紹介するほか、イベントでの展示など環境物品の積極的なPRを行います。

(3) 地域コミュニティ・NP0・事業者の環境活動の推進

地域全体の市民環境力の向上にあたっては、市民の活動はもとより、地域コミュニティやNP0、事業者も主体的に環境活動に取り組むことが重要であり、このような団体の活動を支援します。

1) 地域コミュニティやNP0の活動支援

市民や地域団体、NP0 が取り組む古紙・古着の集団資源回収やまち美化活動、剪定枝や廃食用油のリサイクル活動、生ごみコンポスト化講座の開催などへの支援を行います。

2) 環境活動に関する表彰の実施

積極的に環境活動に取り組んでいる市内で活動する個人、市民団体、NP0、学校、事業者などを表彰し、こうした取組を全市的な市民運動として推進していきます。また、表彰者の取組を幅広く紹介することで、表彰者を応援し活動の拡がりを促すとともに、市民や事業者の環境意識の向上を図ります。

【環境衛生優良地区 or まち美化】



【環境にやさしい事業所感謝状※】



※エコアクション 21 認証、登録事業者の中で、他の事業者の模範となる優良な環境経営を実践している事業者に対し、感謝状を授与

3) 事業者の活動支援

食品ロスの削減に取り組むため、市民への食べ切り等を促す飲食店等を「残しま宣言応援店」として登録し、ドギーバッグの配布などの支援を行います。(再掲) このほか、古紙・古着のリサイクルや廃食用油の回収の協力など、事業者の活動の支援を行います。

また、事業者がエコアクション 21 やまち美化等の環境活動に取り組むことを広報活動などにより支援します。

4) 事業者に対する講習会等の開催【再掲】

事業者の廃棄物処理に関する意識の醸成を図るため、条例対象事業所を対象に「廃棄物管理責任講習会」を実施します。

事業系ごみの現状と対策のほか、廃棄物の適正処理の意義、事業者の責務（果たすべき役割）に加え、効果的取組や先進的取組等を紹介し、事業所のごみの資源化・減量化を促します。

3 脱炭素社会、自然共生社会への貢献

(1) 廃棄物処理における脱炭素社会への貢献

廃棄物をめぐる問題は、私たちの身近な生活環境に関わる課題であるとともに、天然資源の枯渇や地球温暖化などの地球規模の環境問題にもつながっており、今後の社会経済状況の動向を見据えながら、循環型社会、脱炭素社会、自然共生社会づくりの取組を統合的に進める必要があります。

具体的には、地球温暖化対策が喫緊の課題となっている中、国内外において脱炭素社会に向けた動きが加速しており、このような状況を踏まえて、廃棄物分野においても温室効果ガスの排出削減を進める必要があります。

また、持続可能な社会の実現にあたっては、豊かな自然環境や生態系のバランスを維持することが重要であり、未利用間伐材の利用等の国産のバイオマスの利用や適正な森林整備など、自然共生の考えを取り入れた取組を進めていくことも求められています。

このため本市は、循環型の取組をさらに推進するとともに、脱炭素社会、自然共生社会への貢献にも取り組みます。

1) ごみ減量化

ごみの減量化・資源化を推進し、廃棄物を焼却することによる CO₂ の発生や、収集運搬や処理（焼却、埋立等）における燃料消費量の削減を図ることで、廃棄物部門から発生する CO₂ 量を抑制します。

2) プラスチック対策

化石燃料由来であるプラスチック類は、焼却時に多くの CO₂ を発生することから、温暖化対策におけるプラスチックごみの削減は特に重要です。「プラスチックごみ対策（18 ページ参照）を進め、プラスチック類の焼却量を削減します。

また、家庭ごみ用等の指定袋やまち美化ボランティア袋にバイオマスプラスチック原料を使用することにより、石油由来のプラスチック使用量を削減し、環境負荷の低減を図ります。

3) ごみ処理における環境負荷対策

ごみ処理施設の更新時には、高効率発電設備や省エネルギー型機器を導入するなど、できるかぎり環境への負荷を低減します。

4) 施設の長寿命化対策の推進

財政負担を抑制しつつ、処理能力等の機能の維持・向上を図り、長寿命化を推進することで、ごみ処理施設の更新（建設）における温室効果ガスの削減に貢献します。

5) 廃棄物発電の有効活用

焼却時に発生する熱エネルギーを有効利用して発電し、電力会社等へ売電すること

により、発電時に発生する温室効果ガスの削減に貢献します。

6) 脱炭素社会の実現を見据えた先進事例の研究

焼却工場から排出される CO₂ の分離回収・活用や発電強化、廃熱利用などに係る新たな技術の導入の検討に向けて、先進都市の取組事例や技術革新の動向に係る調査・研究などを行います。

(2) 自然共生の推進

本市は、三方を海に囲まれ 200km を超える長い海岸線を有し、市域の約 4 割を森林が占めるなど、工業都市、産業都市でありながら豊かな自然に恵まれています。

これからもこの特徴を活かしていくために、ごみ処理施設や最終処分場の整備・利用にあたっては周辺の生活環境の保全や自然環境との共生に努めるほか、未利用間伐材や下水汚泥等のバイオマス資源の活用を推進します。

また、海洋プラスチックごみ問題を理解してもらい、個人でもできるプラスチックごみの削減の取組を周知するなど、市民意識の向上を図ります（再掲）。

1) 廃食用油の回収（再掲）

家庭で使用した廃食用油から生成したバイオディーゼル燃料（BDF）や発電用の燃料、航空機燃料（SAF）への活用を推進するため、市民周知や啓発に努めるとともに、市民センターをはじめ、スーパーや百貨店等に回収ボックスの設置を働きかけます。

2) 生ごみや剪定枝の資源循環

生ごみの堆肥化や剪定枝のチップ化などを推進し、資源循環を目指します。生ごみについては、都市部と農村部の地域特性を活かし、その堆肥で作られた農作物がスーパーなどで利用・販売されるような循環圏の構築を、民間事業者等と連携しながら進めます。

3) 下水汚泥の活用

下水汚泥から石炭などの代替燃料や肥料を製造し、市内で利用する事業を推進します。

4) 間伐材・伐採竹の利用検討

里地里山の再生を図るため、市内森林の適正管理、放置竹林伐採を行い、その際に生じる間伐材、伐採竹などの地域の資源をバイオマス資源として活用することで、資源の地域循環、脱炭素化、里地里山の保全、地域経済の活性化の達成に向けた検討を進めます。低質木材や林地残材等については、発電利用に供する木質バイオマスとしての活用を推進します。

5) 海洋プラスチックごみ問題に関する啓発（再掲）

市民にプラスチックごみ問題の現状を正しく理解してもらい、エコバッグやマイボトルの使用、プラスチックごみの分別の徹底、ポイ捨てしない・ごみ出しマナーをまもるなど、個人でもできる身近な取組を様々な機会を通じて周知し、市民意識の向上を図ります。（詳細は、18 ページ「プラスチックごみ対策」参照）

（3）まち美化対策の推進

ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」に基づき、まち美化促進区域の指定やまち美化推進員の選任などを行うとともに、まち美化に関する啓発事業を幅広く実施しています。

また、平成 20(2008)年 4 月から、「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」など、モラル・マナーアップに関する条例がスタートし、市民と事業者、行政が一体となって快適で住みやすいまちづくりに取り組んでいます。

1) まち美化意識の向上

「客引きゼロ」、「まち美化」、「除草・防草」を柱とし、官民連携による心地よく快適なまちづくりを目指す「北九州クリーンタウン」プロジェクトの一環として、市民、事業者、行政が協力・連携し、まち美化活動の強化に取り組めます。

毎年度実施している 5 月 30 日のごみゼロの日を中心とした清掃活動「“クリーン北九州”まち美化キャンペーン」や 10 月の「清潔なまちづくり週間」「市民いっせいまち美化の日」の施策の強化を図ります。

さらに、「ごみ拾い×楽しさ」など参加しやすい仕組みづくりで新たな参加層の拡大を図るとともに、活動成果を「見える化」することで、参加者が成果を実感でき、活動を継続するモチベーションの向上につながる取組を進めます。



ゲーム感覚ごみ拾いイベント“清走中”

2) 市民活動の促進

まち美化活動団体や花づくり団体、道路サポーターや公園愛護会、河川愛護団体、事業者などとの連携を強め、その活動を支援することにより、地域の道路、公園、河川、海浜等の清掃など、市民の自主的なまち美化活動の輪を拡大します。

東日本の海岸では国内起因の漂着物が大半を占めているとの報告もあり、本市の散乱ごみ等も海に流出し、他の地域の漂着物となっている可能性もあります。河川・海浜清掃、散乱ごみの撤去やポイ捨て防止に向けたまち美化活動は、流出防止策にも効果を上げることになります。

3) 海岸清掃・陸域及び海域からのごみの流出防止

官民一体となったボランティア清掃活動を行うことで、海域へのごみの流出を防止するとともに、各管理者と市町村がそれぞれの垣根を越え、ごみの回収について連携することで、陸域や海域におけるごみの徹底回収を実現します。

ボランティア清掃活動を通じ、プラスチックごみによる海洋汚染の自然共生への影響を知ること、ごみのポイ捨てやプラスチックごみの排出抑制に繋がります。

(4) 海岸漂着物等の処理

海岸等に漂流・漂着する大量の廃棄物が、漁業や生活環境、景観に悪影響を及ぼしています。これらの中には、発生源が海外と思われる廃棄物も漂着しています。中には危険性が疑われる漂着物も存在することから、市民に対する危険性回避のため、定期的な回収、適正処理を行っています。

発生源が広域で、一自治体の対応だけで発生抑制を図ることが困難であり、漂着廃棄物の回収・処理には多くの人手や費用が必要となることから、特段の財政支援措置等を国へ要望しています。

1) 市内海岸に漂着する廃棄物の対策

海岸管理者と連携して、海岸のパトロールや漂着廃棄物の適正処理を行うとともに、市民の安全確保を図るため、市政だよりやホームページなどにより、適宜、市民への注意喚起を行います。

2) 国に対する要望

漂着した廃棄物の発生源が海外である場合も多いことから、国に対して特段の財政措置の実施や問題解決に向けた国際協力の推進など、引き続き要望していきます。

【回収したポリタンク】



（５）不法投棄防止の推進

本市では、不法投棄が多い場所に、監視カメラや看板の設置及びパトロール等の防止策を実施しています。

これらの取組の結果、不法投棄件数や量は減少しているところですが、今後も不法投棄防止に努め、生活環境の保全を図っていく必要があります。

１）不法投棄通報員制度

平成 12(2000)年度から、不法投棄対策や環境保全に協力的な市民を「不法投棄通報員」として任命、日常生活で発見した不法投棄について本市に連絡してもらい、早期撤去につなげる事で、不法投棄の長期化・拡大化を防止しています。

２）不法投棄防止監視カメラ・啓発看板の設置

市内の不法投棄されやすい場所に監視カメラを設置しています。なお、カメラにより監視している旨を表示した看板を一緒に設置することで、抑止力の向上を図っています。

【啓発カメラと監視カメラ】



３）不法投棄防止パトロールの実施

不法投棄の未然防止・早期発見のため、平日だけではなく、多発地区を重点的に、土日祝日及び夜間・早朝を含めたパトロールを実施しています。

４）警察等関係機関との連携強化

警察や海上保安部等の関係機関と「北九州市廃棄物不法処理防止地域連絡協議会」を定期的に関催し、情報交換等を行いながら、連携強化を図ります。悪質な不法投棄については、警察等の関係機関と連携して、投棄物の撤去など厳正に対処します。

５）民間事業者との連携強化

平成 29(2017)年 7 月にヤマト運輸株式会社と、また令和 2 年(2020)11 月に(公社)福岡県産業資源循環協会北九州支部と、それぞれ不法投棄物発見時の通報等に係る連携協定を締結しました。不法投棄物発見時の本市への通報による早期発見・拡大防止

に加え、「不法投棄監視中」等を記載したステッカーを事業活動に用いる車両に貼付して市内を走行してもらうことで、抑止効果を図っています。

【連携協定】



【ステッカー貼付車両】



6) 不法投棄市民通報システムの導入

令和8(2026)年度には、不法投棄の状況や位置情報、写真などを、スマートフォンなどを用いてオンライン上で簡単に通報できるようにする「不法投棄市民通報システム」を導入します。社会情勢の変化による不法投棄の巧妙化に対応するため、監視カメラやパトロールといった従来の取組と合わせて、よりの確に対応することで、「安らぐまち」の実現に寄与することを目指します。

(6) 生活排水の適正な処理

下水道処理区域外については、現在、単独処理浄化槽、し尿汲み取り又は合併処理浄化槽によって生活排水の処理を行っていますが、単独処理浄化槽とし尿汲み取りは、し尿のみを対象としていることから、生活排水が未処理のまま河川等に放流されています。

このため、下水道処理区域外の単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽からの合併処理浄化槽への転換を促進し、生活環境の保全を図っていくことが必要です。

1) 生活排水処理施設の整備

小型合併処理浄化槽を設置する方に対して設置費の一部の補助を行う、小型合併処理浄化槽設置整備事業（平成元(1989)年度開始）を引き続き推進し、浄化槽の整備を図ります。

また、生活排水対策の必要性や合併処理浄化槽の補助事業について、ホームページなどによる広報・啓発活動を実施します。

浄化槽の維持管理については、浄化槽管理者に対して計画的に指導を実施していくとともに、保守点検・清掃業者への適切な指導助言を行うことにより、適正な維持管理を進めます。

2) し尿の処理

下水道の普及などによりし尿収集世帯数は年々減少していますが、未だし尿の汲み取りに頼っている世帯もあり、今後とも、し尿収集は市民生活に欠かすことのできない業務として、逐次規模を縮小させつつも継続します。

3) 災害時の対策

大規模災害時には、避難所の仮設トイレや仮設住宅等からのし尿の発生が想定されます。また、処理施設や下水道管の被災等により、下水処理事業が中止または縮小を余儀なくされる事態も想定されます。

このような状況においても、北九州市災害廃棄物処理計画(令和元(2019)年6月策定)及び、災害時トイレ確保・管理計画(令和7(2025)年2月策定)に基づき、適正かつ迅速に処理を進めます。

4 「地消・地循環」を目指した環境産業の創出と環境国際協力・ビジネスの推進

(1) リサイクルを軸とした環境産業の創出・育成・支援

これまでのエコタウン事業の実績を踏まえ、次の事業展開について調査・検討を行い、リサイクル産業をさらに充実・発展させる必要があります。

技術開発支援や社会システムの整備を通じ、既存のエコタウン事業の支援やリサイクル産業の新規創出、高度化を進め、環境ビジネスを推進します。また、エコタウン事業の取組について、国内に留まらず海外も視野に入れて情報発信します。

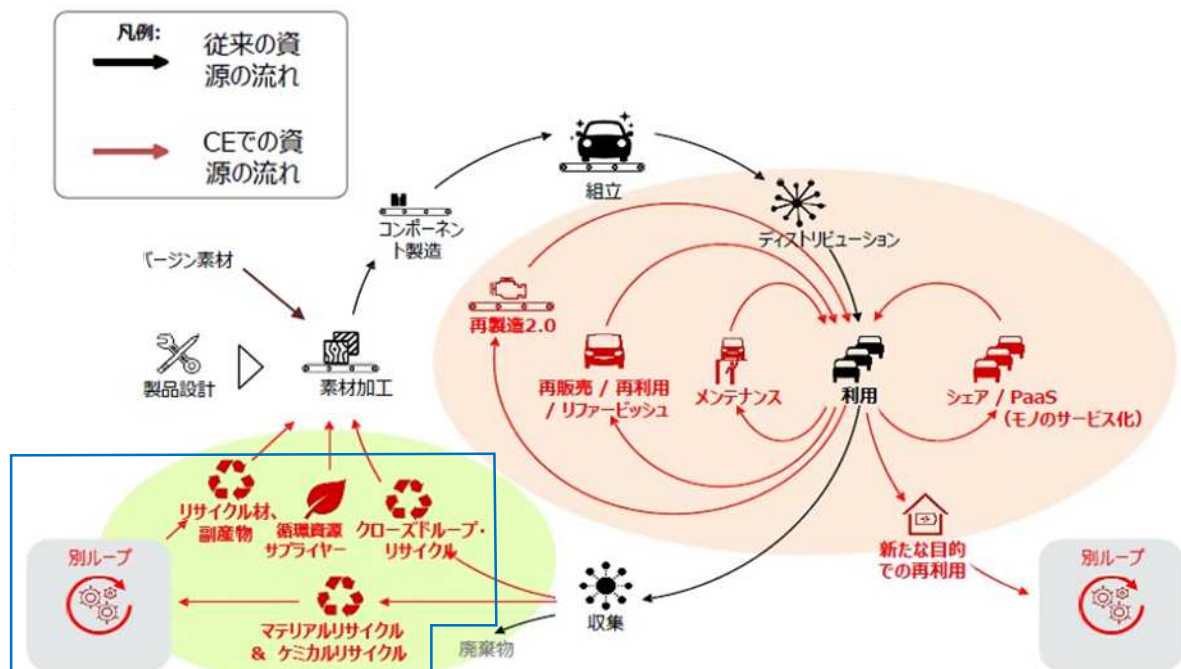
さらなる環境産業の振興について、共に考え共に行動する場として設置された「北九州市環境産業推進会議」を中心に、事業者、学術機関、行政などが連携してリサイクル産業の高度化などを推進します。

その中で、サーキュラーエコノミー（循環経済）におけるリサイクル事業の位置づけや役割を明確に打ち出すことで、エコタウンのプレゼンスの向上や競争力の強化を図ります。

【環境産業・環境ビジネスの目指すビジョン】

エコタウンを中心としたリサイクル事業の推進により、「地消・地循環」を実現する循環型社会の構築を目指す。

(参考) サーキュラーエコノミーの概念における北九州市エコタウンの位置づけ



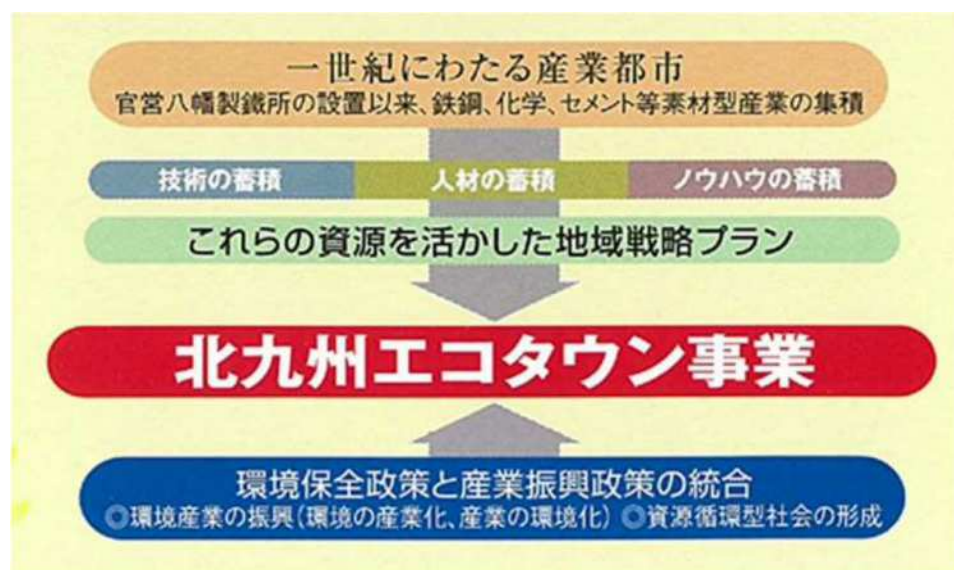
出典：成長志向型の資源自律経済戦略の今後のアクションについて（経済産業省）

(参考) 北九州市エコタウン事業～世界の環境首都を目指して～

エコタウン事業とは、ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすること（ゼロ・エミッション）を目指し、先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的として、平成9(1997)年に国で創設されました。

北九州では、環境・リサイクル産業の振興を柱とする「北九州エコタウンプラン」を策定し、同年7月に国から承認を受け、北九州市全域において「北九州エコタウン事業」を推進しています。

現在、若松区響灘地区において、ペットボトルをはじめ、家電や食品廃棄物など、様々な資源のリサイクル事業が集積しており、循環型社会の構築を図っています。



【エコタウン事業のこれまでの成果】

各種リサイクル法に対応したもの及び独自に進出したものを合わせ、日本最大級の事業集積

■事業数：27事業（令和8(2026)年3月時点）

■実証研究数：68研究（令和8(2026)年3月時点）

(参考) サーキュラーエコノミー

- 従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」のリニアな（線形）経済に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済
- 従来の3Rを、持続可能な経済活動として捉え直したもの

1) 新たな技術や研究開発の推進

北九州学術研究都市との協働やエコタウン実証研究エリアの活用、環境未来ビジネス創出助成事業による補助など、本市の施設や支援制度を活用することにより、廃棄物処理やリサイクル、再生可能エネルギーに関する研究開発、実証などを促進し、併せて実証試験後の技術やサービスなどの社会実装を支援します。

また、サーキュラーエコノミーの新規事業化に向けて設置した「北九州循環経済ビジョン推進協議会」では、資源循環に取り組む本市や動静脈企業、大学などの連携による事業化を推進しています。

環境未来ビジネス創出助成

環境ビジネス創出 と 環境技術開発 の支援

◆補助金概要

種類	対象分野	補助率	限度額
社会実装	環境ビジネスの創出に向けた研究成果等の早期事業化に向けた取組	対象経費の1/2～2/3	500万円
実証研究	リサイクル技術、環境保全技術、省エネルギー技術等の研究開発		500万円
F S	市場性及び経済性等の調査・研究、原材料の確保等に関する調査・研究		200万円

<対象経費>
原材料費、リース料、外注加工費、人件費、技術指導費、調査費など

◆これまでの採択事例

廃プラ・廃木材を使用した建材の製造
<機木材と廃プラ> <木質建材>

薄電子基板からの貴金属回収
<薄電子基板> <金など貴金属の回収>

(参照：本市ホームページ「環境未来ビジネス創出助成」https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_11329.html)

2) 産業振興と環境保全の好循環

事業者が環境への取組を効果的・効率的に行うための環境経営システムである「エコアクション 21」の取得を支援することにより、市内産業の環境経営を促進します。

3) 廃棄物の発生抑制（リデュース）に貢献する産業への支援

ものづくりの街である本市には、建物やインフラなどの長寿命化を実現するメンテナンスやリフォーム、廃棄物の発生抑制に貢献する非破壊検査等を行う企業も集積しています。これらの産業は、産業界から発生する廃棄物のリデュースに貢献する環境ビジネスとしての側面もあることから、技術開発や事業化、販路拡大などに関する支援・PRを推進します。

4) 研究機関の集積

廃棄物処理やリサイクルの技術・方法等について、より一層の事業化・高度化を図るため、北九州学術研究都市など市内の大学や研究機関等と連携しながら、廃棄物処理・リサイクルに関する研究や専門家育成に取り組んでいきます。

5) 高度リサイクルの推進

今後予想される再生可能エネルギー設備の大量廃棄に備え、太陽光パネルのリサイクルシステムの構築など、資源の有効活用と適正処理の確保に取り組みます。

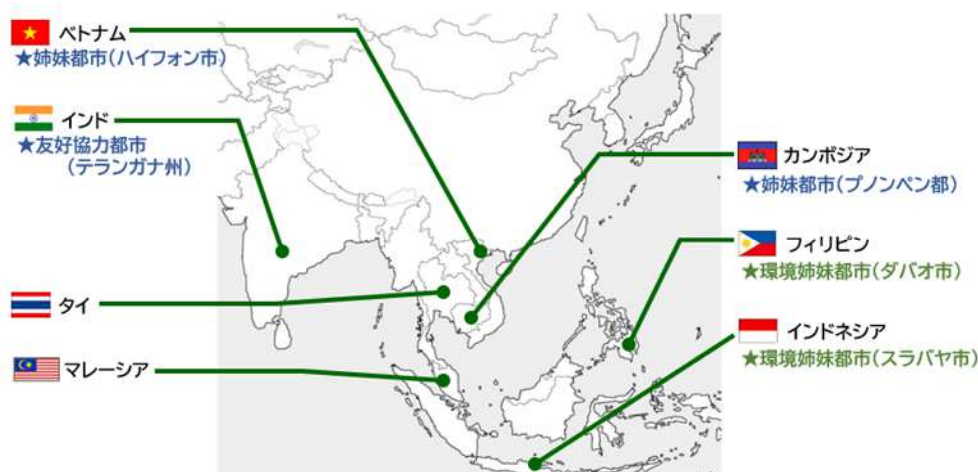
また、次世代自動車の増加や新たな部品・素材の使用が拡大する状況を踏まえ、レアメタルやプラスチックのリサイクルの研究支援などに取り組みます。

（２）環境国際協力・環境国際ビジネスの推進

北九州市は、公害克服で培った経験やノウハウを活かして、開発途上国において環境国際協力に取り組むとともに、これまで培ったアジア諸都市とのネットワークを活用し、本市に蓄積する廃棄物処理・リサイクル技術による技術・経済交流を図り、市内企業の海外ビジネス展開を支援します。

１）アジアカーボンニュートラルセンターを中核とした環境国際ビジネスの推進

国際技術協力や政策交流を通じて培ってきたアジア地域とのネットワークを活かし、企業による環境分野のインフラ輸出やスタートアップの海外展開の支援、国内外の様々なステークホルダーとビジネス面での接点を増やす取組を行い、国内関連企業の本市への集積、海外からの投資を呼び込むことで、環境国際ビジネスの拠点化を推進します。



【これまでの主な実績】

① ベトナム

北九州市とベトナム・ハイフォン市は、平成 21(2009)年の友好・協力協定締結後、水道分野の技術協力や市民文化交流など様々な分野での交流・協力を重ね、平成 26(2014)年 4 月に姉妹都市協定を締結しました。

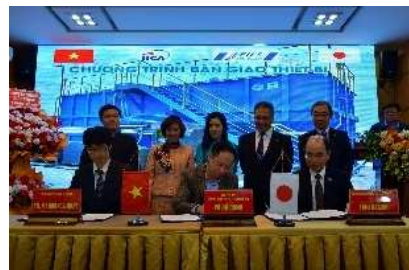
環境分野では、平成 26(2014)年度にハイフォン市のグリーン成長を促進する行動指針となる「ハイフォン市グリーン成長推進計画」の策定を支援しました。

また、現地のニーズに応じて、ごみの分別収集、生ごみの堆肥化や高濃度有機系排水処理システムの導入などの支援を、関係機関や市内企業と連携して行っています。

【生ごみの堆肥化支援】



【高濃度有機系排水処理システムの導入支援】



② カンボジア

平成 27(2015)年度の姉妹都市提携を機に、平成 28(2016)年度に「プノンペン都気候変動戦略行動計画」の策定を支援しました。

平成 28(2016)年度以降、現地のニーズに応じて、最終処分場の適正管理とごみの分別収集の改善などの廃棄物管理体制の整備や、省エネ設備・廃棄物油化設備の導入などの支援を、関係機関や市内企業と連携して行っています。

【現地政府との協議】



【北九州市での研修】



③ インドネシア

北九州市はインドネシア・スラバヤ市において、平成 16(2004)年から市民参加型の「生ごみのコンポスト化協力事業」を実施しました。当事業によってスラバヤ市の廃棄物量が 32%削減されるなど、市民の環境意識が向上しました。以来両市は着実に友好関係を築き、平成 23(2011)年 3 月に「戦略的環境パートナーシップ共同声明」の署名、平成 24(2012)年 11 月に「環境姉妹都市提携に関する覚書」を締結しました。

現地のニーズに応じて、一般廃棄物の分別リサイクルと生ごみの堆肥化、環境配慮型石けん系泡消火剤の導入などの支援を、関係機関や市内企業と連携して行っています。

【市内企業が整備を支援した分別・生ごみ堆肥化工場】 【環境配慮型泡消火剤の導入支援】



④ フィリピン

北九州市とダバオ市は、平成 26(2014)年に市内企業がダバオ市でフィリピン国内初となる廃棄物焼却発電施設導入に向けた調査を実施したことを機に、連携を開始しました。その後、ダバオ市における廃棄物管理能力向上支援事業を推進するとともに、さらなる両市の強固な友好関係を築くことを目的として、平成 28(2016)年 11 月に「戦略的パートナーシップにかかる共同声明」に署名、さらに平成 29(2017)年 11 月には、低炭素社会づくり、資源循環の仕組みづくり、両市職員の人材育成などについても協力関係を構築することを目指し、「環境姉妹都市に提携に関する覚書」を締結しました。

現地のニーズに応じて、生ごみの堆肥化や資源化物回収などの支援を、関係機関や市内企業と連携して行っています。

【現地でのワークショップ】



⑤ インド

令和5(2023)年9月、インドでエコタウン（リサイクル団地）整備を目指すインド環境関連企業「ラムキーグループ」は日本企業との技術提携等を目的に北九州市に日本法人を設立し、北九州市とラムキーグループはインド等での環境国際ビジネス推進のために連携協定を締結しました。

令和6(2024)年度から市内企業やラムキーグループ等と連携し、インド版エコタウンの整備をはじめとするインドにおける環境国際ビジネスを推進しています。

【インド環境関連企業との連携協定締結】



⑥ その他

マレーシア、タイ、その他のアジア諸国において、現地のニーズに応じて廃棄物管理改善や脱炭素化に向けた取組、食品系廃棄物の堆肥化、廃棄物焼却発電・廃棄物油化設備の導入などの支援を、関係機関や市内企業と連携して行っています。

【市内企業がマレーシアに開設した循環資源製造所】 (廃棄物のセメント原燃料化工場)



2) 次世代循環資源・リサイクル拠点の形成

本市企業が有する、小型電子機器などの適正な廃棄物処理や高度なりサイクルシステムの、アジア諸国への展開を図ります。

3) JICA などを通じた、専門家の派遣や研修生の受入

JICA 九州や関係機関などと連携し、海外への専門家の派遣や海外からの研修員の受入れを行います。

(3) 事業活動における資源の循環利用の推進

環境産業拠点機能の充実を図っていくためには、さらなる廃棄物の資源化や下水汚泥の資源化等、さまざまな事業活動において資源の循環利用の取組が進められることが必要です。

1) 下水汚泥の活用【再掲】

下水汚泥から石炭などの代替燃料や肥料を製造し、市内で利用する事業を推進します。

2) 環境に配慮した農林水産業の推進

堆肥などの再生利用可能な有機質資材の活用による土づくりや化学肥料・農薬の適量使用などの持続性の高い農業生産や地産地消を推進するなど、環境に配慮した農林水産業を支援します。

例として、食品廃棄物を堆肥化し、その堆肥で作られた農作物がスーパーマーケットなどで利用・販売されるような地域循環圏の構築や、間伐材などの地域の資源をバイオマス資源として活用することで、資源の地域循環、脱炭素化、里地里山の保全と同時に、地域経済の活性化の達成に向けた検討を進めます。

3) 建設リサイクルの推進

北九州市発注の公共工事に伴い発生するコンクリート殻などの建設副産物の発生抑制、再資源化、及び適正処理の徹底に取り組みます。また、公共工事で使用する建設資材については、「北九州市建設リサイクル資材認定制度」及び「北九州市建設リサイクル資材使用方針」を通して、リサイクル資材の利用促進を図ります。北九州市認定建設リサイクル資材については、令和8(2026)年4月時点で、15品目・25製品・51資材が認定されています。